

3 グレンデール市慰安婦像 撤去裁判の展開と見通し

めら
目良
こういち
浩一



■ 米国初の慰安婦像

2013年7月30日に米国カリフォルニア州グレンデール市のセントラルパークに慰安婦の像が建立されました。

像は、若い女性が朝鮮半島の服を纏っているもので、隣に空席の椅子があり、そのすぐ下の土台に碑文があり、そこには1945年までの長い期間に、20万人以上の朝鮮などの女性が日本軍に強制連行されて性奴隷として虐待を受けたとして、そのようなことが再発しないことを

望んで、この記念碑を建てたと記してあります。その目的は女性の人権を擁護するのであるとされていますが、その実際の目的は、日本国を蔑むことです。

それまでに、文字を主体とした慰安婦の記念碑は米国のいくつかの都市に作られていましたが、韓国ソウル市の日本大使館の向かいに設置されたものと同じ少女の像が建てられたのは、初めてでした。

碑の建立案は、韓国系の団体（KAFCC）が市の市議会議員に提案したものであり、議員の多数が賛成して、建立となったのです。

この設置案が提案された7月9日には、市議会で公聴会が開かれました。関係者が自由に意見を述べる事ができる機会でした。ただし、意見発表希望者が多数いたので、一人の持ち時間は、2分となりました。ほぼ100人の座席のある議場は満席となり、その8割が日本人で、推進している韓国系の人が意外に少ないと感じられました。

その日本人のうち29名が反対意見を表明し、韓国系の賛成意見は7名でした。しかし、市議会の決議は正反対で、5名の議員のうち4名が賛成、一人が反対でした。その反対者が、市長であったのですが、彼は制度上、拒否権をもっていませんでした。

日本人の反対の理由は色々でした。異文化の人々が集まっているアメリカで、特定の種族を非難することはコミュニティの調和を崩す、韓国系の唱えている慰安婦に関する説は、歴史的

な事実反する、一つの市がこのような国際的な問題に意見を表明するのは、問題である、日本の名誉を傷つけることはするべきではない、などでした。

■慰安婦像が撤去されるべき理由

我々としては、この慰安婦像は撤去されなければならないと確信したのですが、その理由は以下の通りです。

《この碑は明らかに捏造された歴史観に依存するもので、このような記念碑が設置されれば、米国内の他の都市にもこのような慰安婦像が設置されて、米国の人は日本人が極めて残忍な性格を持っているという認識が広まる。そして、それが全世界に広がる可能性があり、そうすればその見解は数世紀に亘り残るであろう。それでは、我々の子孫は、「君たちは残忍な人たちの子孫だ」とする汚名を負って生まれることになる。このようなことは許せない。何としても、我々の世代でこのような世紀の汚名は漕がなくてはならない》

これが我々の信念です。

日本からは新聞・雑誌の記者や地方公共団体の議員などが来訪して、グレンデール市の関係者に会い、見解を聞いたり、撤去を求めたりしました。また、撤去を求める署名運動も行われましたが、効果はありませんでした。

そこで、我々が考えたのが、裁判を起こすことです。

■訴因の検討

裁判を起こすには、訴因が必要です。

第一に考えられたのは、日本人に対する名誉毀損でした。しかし、弁護士は、「日本人と称する漠然とした集団では、訴訟は出来ない」と答えました。

他に、学校に行っている子供がいじめられたとか、そのために反日感情が強くなり、住居を移転しなければならなかったなどの可能性も考えましたが、具体的な被害者を探し出すことは困難が予想されました。

そこで、残ったのが、「市の越権行為である」という訴因と、「碑文が手続き上、市議会でも承認のまま建てられた」という訴因でした。

まず、越権というのは、外交問題は、米国では連邦政府が扱うものとされていて、州や地方

公共団体が関与すべきものではないと決められているので、日韓関係の問題である慰安婦問題に市が関与するのは、米国憲法に違反するものです。

次に、記念碑に書かれている文章は、日本政府を直接に非難しているものですが、慰安婦像の設置が承認された市議会では、この文面は提出されていなく、設置されるまで全く公表されませんでした。このように、市の承認手続きに瑕疵があったとするものです。

■連邦裁判所への提訴

2013年末から米国における著名弁護士事務所、メイヤー・ブラウン社の弁護士に依頼して訴状を作成してもらいました。この訴状は連邦政府の権限に関する事象が含まれているので、連邦裁判所に提出することを担当弁護士は提案しました。そして、訴状が提出されたのが、2014年2月20日でした。

訴状を出す前に非営利法人CAHT-US Corporationを立ち上げて、州政府に登録しました。直ちにホームページを通じて、訴訟を発表し、記者会見も行いました。

日本における反響は自覚ましいものでした。日本の人が、米国における韓国系の人たちの侮日運動とアメリカにおける慰安婦像の設置をいかに深く憤慨していたかが、明らかになりました。

た。日本の銀行に開設した口座に、多数の方々が寄付金を振り込んで下さいました。訴訟の発表から一カ月以内に四千万円を超える金額が入金されました。

■「フォーブス」の中傷記事

この提訴に対してグレンデール市は、真つ向から反発をすることを決めました。彼らは、やはり著名弁護士事務所のシドリー・オースティン社に弁護を依頼し、同社は、この訴訟は言論の自由を束縛するものであるとの解釈をし、報酬なしで、市のために弁護をすることになりました。（報酬なしとは、Pro Bonoと言いますが、大弁護士事務所は、公益と考えられる訴訟に対して、新人研修などを兼ねてそのようなことを行うことがある）

注目すべきことは、訴訟を提出して間もなくの4月13日の経済雑誌『フォーブス』に、イーモン・フィングルトンと称する日本経済の専門家が、「メイヤー・ブラウン社は、金のためならどんな案件でも取り上げる最低な弁護士事務所だ」と中傷する文章を掲載しました。それが、メイヤー・ブラウン社の本社が注目するところとなり、17日には、本社の幹部がロスに来て、当社をこの件から降ろしてくれと懇願しました。これは明らかに、シリコンバレー地域に影響力を持つ抗日連合会の影響であると理解しました。

そこで、これに対抗する手段は、連邦裁判所の高等裁判所、ここカリフォルニアでは第九サーキット・コートと言われていますが、そこに控訴することです。そこでは、三人の判事が協議をして判決を出しますので、より適切な判断が出されることが期待されます。そして、そこでは、市が越権行為をしたと主張して、撤去を求めるのです。

この時期には、担当弁護士が確定していなかったために、多少時間がかかりました。9月3日には、一応、控訴状を提出しました。しかし、二週間後に、その修正版を出しました。

■日本総領事館の非協力

10月には、著名なマックスウェル・ブリーチャー弁護士事務所の支援を得て、強力な3名の弁護士と一人の大学教授（憲法学専攻）のチームを結成することができ、裁判所から再修正の許可を取り、翌年の3月13日に、再修正をした控訴状を提出しました。

その議論の中心は、アンダーソン判事の原告の資格に関する判決が、それまでの判例に照らして、誤りであることを力説したものです。

それに対して、グレンデール市側は、原告が資格を持たないことを強調し、更に地方自治体が外交的な問題について、強制力を持たない意思表示をすることは、連邦政府の権限を侵害す

ることにはならないと主張するもので、5月13日に提出されました。わが方は、5月27日に、市側の反論の根拠が薄弱であるとした反論を提出しました。

この過程で感じた一つの問題点は、慰安婦像に対する日本政府の見解を示す書簡を総領事館に要請したのですが、協力が得られなかったことです。内閣官房や外務省などは一応好意的に対応しているのですが、書類提出の依頼には、全く反応しません。日本政府は、その立場を明確にすることを拒否しているのです。

その後、第九サーキット・コートからの開廷の通知がやっと来ました。書類提出が完了してから、1年以上経った2015年6月7日です。

■カリフォルニア州裁判所へ提訴

州の裁判所へ提訴するきっかけは、アンダーソン判事が、慰安婦像に付随している碑文上の文面が市議会で承認されていないという市議会内の手続き問題は、州の裁判所へ提出すべきだと判決で述べたことです。

しかし、弁護士と相談するうちに、市の越権行為も含めることができる事、更に、市が特定のグループ（日本人や日系人）に対して平等な扱いをしなかったことも含めて訴状を用意する

ことにしました。

さらに、原告にロスに居住する人を加えました。此のことによって、この訴訟は、連邦裁判所に提出した訴訟とは、異なるものであると主張できるのです。この訴状は、2014年9月3日に州の裁判所に提出されました。

この訴状に対して、グレンデール市側は、この訴訟は州法で定められている濫訴防止のためのアンタイ・スラップ動議を持ち出してきました。この法律は、名誉棄損などで個人が気軽に組織などを訴えて、経済的な負担をかけることを防止するために設けられたものですが、公共の利益のために行う訴訟には適用されないなどの例外が設けられています。

しかし、グレンデール市側は、この動議で対抗してきました。

■リンフィールド判事の偏見

2015年2月23日に、リンフィールド判事の下で、公判が開かれました。この判事は、公判の直前に予備的な判決文を原告と被告に送付する習慣があります。その予備的な判決文は、以下の文章で始まります。

《日本政府が、第二次世界大戦中及びそれ以前に慰安婦に対して残忍な犯罪を犯したことに關しては、その正当性を疑う余地は無い。米国の下院もそれを認知しているし、日本政府自体もそれを認めている》

この記述には大きな問題があります。第一に、我々が訴えていることは、連邦政府が独占的に行うべき外交問題に市が関与することは、米国の憲法に違反するとして、訴訟をしているので、慰安婦に関する日本政府の犯罪性は全く関係の無いことです。そのような見解が判決文に入ってくることは自体が不当であります。第二に、そのような見解からして、悪人を助けようとしているものは悪人に決まっているという意識で、この訴訟を見ていることです。

法廷では、我々の弁護士は、厳しく判事に迫りました。しかし、判事は、例外中の例外のケースに当たるとして、事前に用意した判決を再確認しました。グレンデール側の動議を認めたのです。

この裁判には、大きな問題があります。判事の偏見です。この偏見は、公判前の予備的な判決文に明確に示されたのですが、裁判中にも、発言の中で、このような反社会的な連中は相手にできないというような態度が間々見られました。更に、リンフィールド判事は禁止されていることを行いました。判事は、原告と被告が提出する情報だけを基にして判断すべきなのですが、彼は、自ら慰安婦像のある現場に赴き、写真を撮影し、それを公判中に提示しました。韓国系

団体の誘いに応じた行動のようです。

■ アンタイ・スラップ訴訟に敗訴

アンタイ・スラップ動議が認められますと、敗訴した方は、勝訴した方に訴訟に必要なした費用を支払う義務が発生します。支払い費用の確定のための裁判が8月25日に開かれ、原告がグレンデール側に15万ドル余の弁護士費用とその日から支払日までの利子を支払うことが、言い渡され、9月16日に必要額全額が支払われました。支払い総額は、\$150,992.34でした。

我々は、控訴することを決めました。この控訴状には、判事の偏向に対する抗議も含まれ、アンタイ・スラップの判定にも厳しい反論を展開しています。この控訴状は、2015年10月26日に州の高等裁判所に提出されました。

高等裁判所では、第一審と異なり、3人の判事が判断を下すので、より公正な判断が下されるところと考えられます。もし高等裁判所が、第一審の審議を要求するとすれば、我々はリンフィード判事を拒否する権利があるので、別の判事を要求することにします。もし、アンタイ・スラップ動議が覆されれば、支払った費用は返却されることになります。

■ 裁判闘争は続く

しかし、より重要なことは、本筋の裁判で勝利を得ること、その目的に向かつて、我々は最善の努力をしています。2015年の10月に提出された控訴状に対するグレンデール側からの反論は、2016年1月25日に提出されました。我々はそれに対して4月14日までに、再反論を提出します。第二審の開廷は、2016年の後半か翌年になると予想されます。

慰安婦に関する知識が、韓国寄りになっているアメリカの社会で、慰安婦像の撤去を要求するのは、たとえ裁判所を通してでも、かなり困難であることを知らされました。そこで、我々としては、慰安婦が性奴隷でないことを書いた英語の図書を出版したり、日本で発行された同様な英語の図書を積極的に、連邦政府の議員や、学者に配布したりして、側面攻撃を続けていきます。